

警備の要求水準

1 施設内の秩序維持

ア 館内の巡視により以下の対応等を行うこと。

- ・不審者の侵入、利用者への迷惑行為その他の不審な行動、不審物の放置など、施設の秩序をみだす行為等を未然に防止すること。また、当該行為等があった場合には適切な対応を行うこと。
- ・放置物の除去等により避難誘導動線を確保すること。
- ・各室の施錠を確認すること。
- ・節電の観点から不要な電灯は消灯すること。
- ・火器を使用する箇所の火の元及び器具のスイッチ等を確認し、消し忘れを防止すること。

イ 急病、事故、災害発生時、非常呼出、防災・防炎扉の非常作動、非常ブザーなど各種警報装置の作動があった場合に、適切な対応をすること。

ウ ア、イに関して、利用者、職員その他からの通報があった場合には、速やかに現場に急行すること。

2 開場、閉場及び出入りの管理

ア 利用者が使用する出入口について、開場時に開錠され、また、閉場時に施錠されていることの確認が適切に行われていること。

イ 開場及び開錠時間、閉場及び施錠時間について、利用者に必要な案内が行われていること。

ウ 開錠及び施錠については、札幌市との協議のもと、利用者の利便性には特に配慮し、また、事業等の必要性に応じて、利用者及び職員の入出場が適切に確保されるよう対応すること。

エ 施錠時間帯に入出館があった場合、入出場した者の氏名、日時、目的等について記録すること。

オ 鍵を複製又は廃棄する場合は、事前に札幌市の承認を得たうえで、適切に行うこと。

カ 鍵の紛失を防止する管理方法が明確化され、職員に徹底されること。